

## 戦前期の沖縄県における造林事業の展開

琉球大学農学部 仲 間 勇 栄

### I. はじめに

明治・大正・昭和の各時代における、沖縄県内の造林面積の推移には、次の三つの特徴的な動きがみられる。まず第1には、明治40年代から大正の初期までの期間で、林政の制度的基盤が確立され、造林事業が本格化してくる時期である。第二には、前期の制度基盤に立脚した、大正初期から大正中期中にかけての造林のピーク期である。第三には、大正後期から昭和18年までの期間で、造林事業は伸びなやみ、伐採と造林がアンバランスなかたちで展開する時期である。

ここでは、これらの三つの視角から各時期の展開構造を実証的に分析し、各々の特質をみていくことにする。

### II. 造林実績の概観

明治39年から昭和18年までの38年間ににおける沖縄県の造林実績は合計90,162haで、年平均2,373haとなり、全国平均8,104haに比べると、かなり低い実績である。また、林野面積（沖縄県は総数14万haのうち公有林46.1%、私有林28.5%、国有林25.4%、一方全国は私有林51.3%、国有林29%、公有林14.7%、御料林5%—昭和18年）がほぼ沖縄県に近い長崎県（13万7千ha—昭和18年）の場合は、年平均6,643haとなって、沖縄県の場合は林野面積あたりの造林面積も少なく、林野面積が9万3千haの香川県とだいたい同じような推移を示している。これを昭和18年の人工林率で比較してみると、沖縄県は16%、全国平均では26%となり、香川県の21%、長崎県の43%よりもかなり低い。

人天別及び樹種別では、沖縄県は明治39年から昭和18年の38年間に、人工更新37,961ha（42%）、天然更新52,202ha（58%）となって、約6割近くが天然更新によっている。造林樹種の6割は琉球松で占められ、1割はクス、残りは杉、想思樹、モクマオウ、その他となっている。人天別には全国平均でも天然更新が6割以上も占めているが、樹種別には杉、ヒノキが主体であり、沖縄県のそれとは異質である。

所有別造林面積の割合は、沖縄県の場合公有林野の面積が多いこともあって、公有林野が約6割近くを占

め、私有林は3割弱、国有林は1割にも満たない。日本全国では、私有林が約7割近くを占め、沖縄県と対照的である。

### III. 造林事業の確立期（明治39年～大正初期）

公有林野の荒廃林地に造林を積極的に進めるため、明治43年3月農商務省令で「公有林野造林奨励規則」が公布された。その内容は「町村又は町村組合の事業として大字其他部落の所有たりし土地を省令公布後、市町村の所有に移した土地に植樹したるものに対し、その費用の幾分を補助せんとする府県に奨励金を交付する」という条件付のもので、その政策のねらいは、造林より部落有林野の整理統一事業に重点を置き、部落有林野を市町村有林野へ移した場合、補助率をいくらか割増しするというものであった。

これと歩調を合わせて、県は明治43年「公有林野造林補助規則」を制定、市町村の所有に属する土地に人工・天然造林事業として1町歩以上の造林をなした場合、政府の奨励金と県補助金をあわせた約35%内外（国庫19%、県費16%）の補助金を交付して、町村有林野の造林奨励に努めた。

この時期の大きな特質は、土地の官民有区分が確定し、旧慣を脱した新しい法律の下で、造林施策に關する各種の諸規則が制定され、その後の造林事業の展開の布石が敷かれたことであった。

### IV. 造林のピーク期（大正初期～大正9年）

この時期の造林実績は、年平均6,800ha、うち公有林野造林は72%（県有林造林は年平均71ha）、私有林27%となって、圧倒的に公有林野の造林が多く、戦前期の造林事業のピーク期を示した。

このように造林事業が活発化してきた背景には、①第一次世界大戦が勃発した大正3年頃から、黒糖の輸出額（大正7年には最高1,400万円に達し、総輸出額の約半分近くを占めた）が次第に増加して黒糖景気を生み出し、②その結果、殖産事業の中でも特に黒糖生産と直結した造林事業が重視されたこと、などである。これは黒糖樽用クレ板材、黒糖生産用薪材などの需要量の増大に対処していくために、植伐の均衡を保ち、また町村有財産を確保する面からも、県の造林施策上

重要な課題であったからである。

#### 1. 公有林野造林補助規定の成立

大正3年9月県令をもって制定されたこの補助規定によって、造林事業はより拡大されたかたちで展開した。この補助規定によると、内容の面では、先に政府が出した「公有林野造林奨励規則」の主旨とまったく同じのものであったが、その他に区町村有、町村組合又は字その他部落の所有地にも補助金が拡大交付されることになり、造林事業の発展にある程度寄与できたことは一応評価してよい。

この補助規定による補助金の交付額と造林費との関係についてみると、当時のha当たりの造林費がおよそ30円前後であったことから、前規定の補助率(区町村有地 2/5, 町村組合, 字, 部落有地 1/3)では、区町村有地は12円、町村組合及び字その他部落有地は10円前後の補助金となる。大正5年の日雇人夫の日当が35銭前後であるから、ha当たりの補助金は約1ヶ月分の賃金に相当し、造林労働力確保の面で大きく寄与している。その上、苗木は県より無償配布であったから、補助規定の造林事業に与えた影響は大きいものがあつた。

#### V. 造林事業の停滞期(大正10年~昭和18年)

前期の造林実績に比べると、この時期の落ちこみは著しく(前期の1/5程度)、特に公有林野と私有林野の造林不振が目立っている。

この造林事業不振の背景には、次の社会・経済的要因がかさなっていた。

第一次世界大戦の影響で黒糖価格は大正8・9年には暴騰したが、大正7年休戦状態に入ってから黒糖の輸出高は次第に伸びなやみ、大正9年後半頃から下落傾向を示しはじめた。この黒糖価格の大暴落と同時に、移出入の構成が入超に逆転し、県財政は破綻、各銀行は次々に倒産し、農村労働力の県外大量流出(大正11年以降は年平均7,000人前後の移民・出稼者が続出した)という結果を生み出した。

このような慢性的不況の中にあつて、造林事業は不振を極め、それとは逆に木材の伐採量が大正10年から急激に増大しはじめた。明治45年~大正9年までの年平均伐採量は8万2千 $m^3$ 程度であったのが、大正10年以降は約2倍の16万5千 $m^3$ に激増している。この伐採量の90%近くは薪炭材であったため、林野の荒廃に一層拍車がかげられ、造林と伐採は益々アンバランスなかたちで推移していった。

#### 1. 沖縄県振興計画と造林施策

この時期には、「公有林野官行造林法」(大正9年)、「水源涵養造林補助規程」(昭和2年)、「農地防風林造成補助規程」(昭和3年)、などの諸造林施策が打ち出されてきたが、産業助成費、糖業奨励費等に付随して、疲弊困憊した農村を救済するという急場凌ぎのものであつた。

このような場当たり式の救済事業が、本格的に長期計画として位置づけられてくるのは、昭和7年に計画、昭和8年から予算化された「沖縄県振興計画」以後のことである。この振興計画の事業実施期間は、昭和8年度より昭和22年度までの15カ年間で、その事業の内容は社会資本の整備を最重点にしたものであつた。この期間における支出予定金額は、6,846万円余で年平均436万円、その支出予定の事業対象別大きさは、①土地改良費、②糖業、③港湾、④道路橋梁、⑤林業、という順位であつた。

林業費中に占める造林費の内訳をみると、①荒廃林野官行造林費946,980円、②国有林造林事業費763,114円、③防風潮林造成費420,192円、④樹苗養成費334,674円、⑤防風林造成補助費113,322円、⑥民有林野造林補助費95,700円、⑦竹林造成補助費84,600円となり、林業費中に占める割合は52%となっている。

農村の窮乏を救うためのこのような林業予算の編成であつたが、しかし、日支事変の勃発(昭和12年)以来、政府の政策も戦争目的遂行のための統制経済へ移行していったため、その実施率は39%(昭和8年~昭和18年)程度にとどまり、当時の物価上昇率を加味すると、わずか20%前後であつたといわれ、造林事業は益々不振を極めていった。

#### VI. む す び

以上みてきたように、戦前期の沖縄県の造林事業は、当初は政府が積極的に進めてきた部落有林野整理統一事業に沿って展開してきたが、1920年の恐慌を分岐点に、以前は黒糖景気により活発化し、以後は黒糖景気の下落によって大巾に低下してしまい、単なる農村救済のための農業基盤整備と結びついた、防風・防潮林造成を主体にした事業に変質していった。このように、「黒糖生産」と深く結びついたものであつたため、黒糖景気の動向によって大きく規定され、それに従属したかたちで展開してきたものとして理解できる。